

八千代市福祉総合相談事業等業務委託に係るプロポーザル実施要領及び企画提案仕様書に関する質問及び回答

No.	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
1	福祉総合相談事業等業務委託企画提案仕様書	9ページ	6 職員配置基準別表	職員配置において、利用者が想定外に少なく推移した場合でも、必要最低人数8名は堅持しなければならないのでしょうか？	必要最低人数は8人としますが、事業の実施状況により変更が生じることも想定されます。その場合、契約金額等の変更手続きが必要となります。
2	福祉総合相談事業等業務委託企画提案仕様書	9ページ	6 職員配置基準別表	相談支援員兼就労支援員と相談支援員兼住まい相談支援員の「兼務」は許可されていないのでしょうか？	相談支援員として4人以上、そのうち就労に関する相談対応を行う就労支援員として実質3人以上、住居に関する相談対応を行う住まい相談支援員として実質1人以上を配置していただく必要があります。
3	福祉総合相談事業等業務委託企画提案仕様書	9ページ	6 職員配置基準別表	家計改善支援員、就労準備支援員の業務関係欄に記載されている「兼務」とは、本件業務と、他の業務（八千代市以外の業務）と解釈して差し支えないのでしょうか？	お見込みのとおりです。